

## 海外からの戸籍証明書等の請求方法

戸籍謄抄本（全部事項証明・個人事項証明）、戸籍の附票、身分証明書等は、**本籍地での発行**となります。

### ① 戸籍証明書等交付請求書（郵送用）

- ・請求書は池田市ホームページの申請書ダウンロードから取得できます。
- ・内容確認を要する場合がありますので、請求者の連絡先欄には連絡がとれるEメールアドレスを記入してください。

### ② 手数料

- ・手数料の金額は次のページまたは請求書をご覧ください。
- ・手数料は(1)国際返信切手券（International Reply Coupon）(2)定額小為替、普通為替（いずれもゆうちょ銀行で購入）または(3)日本切手（500円切手は不可）をご利用ください。
- ・日本円を現金で送付していただくことも可能ですが、その際は、現金送付できる郵便（国際郵便書留等）によりお送りください。詳細は、現地の郵便局にご確認ください。なお、おつりが発生する場合は定額小為替または日本切手での返金となりますのでご了承ください。
- ・国際返信切手券ご利用の場合、日本の郵便局で1枚につき130円に換金します。過払い分は日本の切手により返送いたしますので、不足のないようご用意ください。また、引換有効期限に余裕のあるものでお送りください。

※米国における国際郵便為替は2020年3月27日をもって取り扱いを終了しているため受付できません。米国以外の国の国際郵便為替についてはその国での取り扱いをご確認ください。

### ③ 返信用封筒

- ・返送先の宛名を明記のうえ、普通郵便による返送を希望の場合は、国際返信用切手券をご用意ください。（戸籍構成員が多い場合や申請通数が複数の場合は、切手を少し多めにに入れてください。）
- ・国際郵便の不着の可能性もありますので、往復ともEMS（国際スピード郵便）のご利用をお勧めします。特に指定がない場合もしくは、希望いただいても料金が不足する場合は普通郵便で返送します。なお、不着の場合でも補償はございません。
- ・請求されてからお手元に届くまで、相当の日数がかかると考えられます。日数に余裕をもってご請求いただくか、お急ぎの方は代理請求をご検討ください。

### ④ 請求者の本人確認書類の写し

- ・有効期限内の運転免許証・パスポート等のコピーとともに、現在の住所を証明する公的な書類（在留証明・国際運転免許証等）のコピーをご用意ください。なお、書類が外国語で記載されている場合はその訳文も必要です。

### ⑤ 上記①～④を封筒に入れて、池田市役所総合窓口課にご請求ください。

（送付先）〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号  
池田市役所 総合窓口課

### 代理請求について

日本に在住するご家族や知人を代理人としてご請求いただき、海外のご本人様に転送いただく方法もございます。

- 日本在住の家族（本人の配偶者・直系尊属卑属）からご請求される場合  
窓口にお越しいただく方法（本人確認書類・認め印要）もしくは郵送請求による方法があります。郵送請求の場合は、ご請求いただいたご家族の方の住民登録地への返送となります。
- 日本在住の知人の方（本人の配偶者・直系尊属卑属を除く）からご請求される場合  
窓口にお越しいただく方法（本人確認書類・認め印要）もしくは郵送請求による方法があります。いずれの方法においてもご本人様からの委任状が必要となります。郵送請求の場合は、ご請求いただいた代理人の方の住民登録地への返送となります。

### 手数料について

戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）	1通450円
除籍、原戸籍謄抄本	1通750円
戸籍、改正原戸籍の附票	1通300円
独身証明書	1通300円
身分証明書	1通1事項300円
	1通2事項600円
受理証明書	1通350円 (賞状様式は1通1,400円)

※手数料は市町村によって異なる場合がありますので、本籍地に確認の上ご請求ください。

### 戸籍の電算化について

池田市は平成21年2月7日に戸籍を改製（コンピュータ化）しました。

これに伴い、平成21年2月7日以前に婚姻・死亡などで除籍になっている方や、離婚などの事項は現在の戸籍には記載されません。よって、相続などで親族関係を証明したいときは、改正原戸籍が必要となることがあります。

また、戸籍の附票も電算化されたため、平成21年2月7日以前の住所の履歴は現在の附票には記載されません。車の廃車手続等でさらに過去の住所の履歴が必要な場合は、改正原附票も必要となります。

どのような戸籍・附票を請求すべきか不明な場合はお問い合わせください。

### 問い合わせ先

池田市 総合窓口課 072-754-6243（直通）

（土日祝及び年末年始を除く平日8時45分～17時15分）

E-mail madoguchi@city.ikeda.osaka.jp

偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。